



2023年6月23日

各 位

会 社 名 ネットワンシステムズ株式会社
代 表 者 名 代表取締役 社長執行役員 竹下 隆史
(コード番号：7518 東証プライム)
問 合 せ 先 経営企画本部 IR室 村元 裕二
(TEL. 03-6256-0615)

譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、下記のとおり、譲渡制限付株式報酬として自己株式の処分（以下「本自己株式処分」又は「処分」といいます。）を行うことについて決議しましたのでお知らせいたします。

記

1. 処分の概要

(1) 払込期日	2023年7月21日
(2) 処分する株式の種類及び数	当社普通株式 50,400株
(3) 処分価額	1株につき3,299円
(4) 処分価額の総額	166,269,600円
(5) 処分予定先	取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。） 3名 19,600株 執行役員等 13名 30,800株
(6) その他	本自己株式処分については、金融商品取引法による有価証券届出書の効力発生を条件とします。

2. 処分の目的及び理由

当社は、2022年5月16日開催の取締役会において、当社の取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除きます。以下「対象取締役」といいます。）に対して当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、対象取締役と株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、対象取締役を対象とする新たな報酬制度として、譲渡制限付株式報酬制度（以下「本制度」といいます。）を導入することを決議し、また、2022年6月22日開催の第35回定時株主総会において、本制度に基づき、譲渡制限付株式の付与に係

る現物出資財産として、定額の基本報酬及び年度毎の全社業績等に連動する賞与とは別枠で、対象取締役に対して年額1億5,000万円以内の金銭報酬債権を支給すること、及び譲渡制限期間を譲渡制限付株式に係る払込期日から当社及び当社子会社の取締役、執行役員及び使用人（嘱託社員を除きます。）のいずれの地位からも退任又は退職する時までの期間とすること等につき、ご承認をいただいております。

なお、本制度の概要等につきましては、以下のとおりです。

【本制度の概要等】

対象取締役は、本制度に基づき当社より支給された金銭報酬債権の全部を現物出資財産として給付し、当社の普通株式の発行又は処分を受けることとなります。

本制度により当社が発行し又は処分する普通株式の総数は、対象取締役に対して年100,000株以内とし、その1株当たりの払込金額は、各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）といたします。対象取締役への具体的な支給時期及び配分は、報酬諮問委員会での審議を経たうえで、取締役会にて決定いたします。

また、本制度による当社の普通株式の発行又は処分に当たっては、当社と対象取締役との間で譲渡制限付株式割当契約を締結するものとし、その内容として、①あらかじめ定められた期間、割当てを受けた当社の普通株式について譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならないこと②一定の事由が生じた場合には当社が当該普通株式を無償で取得すること等が含まれることといたします。

なお、当社は、当社の執行役員及び当社子会社の取締役（合同会社である子会社にあつては業務執行社員の職務執行者を含みます。）（以下「執行役員等」といいます。）に対しても、本制度と同様の譲渡制限付株式報酬制度を導入しており、同株式を付与する旨を、以下のとおり本日開催の当社の取締役会にて決議しております。

今般、当社は、当社の取締役3名及び執行役員等13名（以下「対象役員」といいます。）に対し、本制度の目的、当社の業績、各対象役員の職責の範囲及び諸般の事情を勘案し、金銭報酬債権合計166,269,600円を付与し、それを現物出資させて、対象役員に対して割り当てる譲渡制限付株式として、当社の普通株式合計50,400株（以下「本割当株式」といいます。）を処分することといたしました。本自己株式処分において、当社と対象役員との間で締結される譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」といいます。）の概要は、下記3.のとおりです。

3. 本割当契約の概要

（1）譲渡制限期間

ア 対象役員のうち取締役について

当該取締役は、払込期日である2023年7月21日（以下「本払込期日」という。）か

ら当社及び当社子会社の取締役、執行役員及び使用人(嘱託社員を除く。)のいずれの地位をも喪失した時点まで(以下「本譲渡制限期間(取締役)」という。)の間、本割当株式について、譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができない。

イ 対象役員のうち執行役員等について

当該執行役員等は、本払込期日から当社及び当社子会社の取締役(合同会社である子会社にあつては業務執行社員の職務執行者を含む。)、執行役員及び使用人(嘱託社員を除く。)のいずれの地位をも喪失する時点まで(以下「本譲渡制限期間(執行役員等)」という。)の間、本割当株式について、譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができない。

(2) 譲渡制限の解除条件

ア 対象役員のうち取締役について

当該取締役が、本譲渡制限期間(取締役)中、継続して、当社又は当社子会社の取締役、執行役員又は使用人(嘱託社員を除く。)のいずれかの地位にあつたことを条件として、本割当株式の全部につき、本譲渡制限期間(取締役)の満了をもって譲渡制限を解除する。ただし、当該取締役が本払込期日の直前の定時株主総会の翌日から次期定時株主総会の日までの期間の途中で死亡、その他正当な理由により、当社及び当社子会社の取締役、執行役員及び使用人(嘱託社員を除く。)のいずれの地位からも退任又は退職した場合には、当該退任又は退職をした時点をもって、本払込期日の直前の定時株主総会の翌月から当該取締役が上記に掲げるいずれの地位からも退任又は退職した日を含む月までの月数を、12で除した数に、本割当株式数を乗じた数(ただし、計算の結果1株未満の端数が生ずる場合には、これを切り上げる。)の本割当株式につき、譲渡制限を解除する。

イ 対象役員のうち執行役員等について

当該執行役員等が、本譲渡制限期間(執行役員等)中、継続して、当社又は当社子会社の取締役(合同会社である子会社にあつては業務執行社員の職務執行者を含む。)、執行役員又は使用人(嘱託社員を除く。)のいずれかの地位にあつたことを条件として、本割当株式の全部につき、本譲渡制限期間(執行役員等)の満了をもって譲渡制限を解除する。ただし、当該執行役員等が本払込期日の属する事業年度の初日から当該事業年度の末日までの期間の途中で死亡、その他正当な理由により、当社及び当社子会社の取締役(合同会社である子会社にあつては業務執行社員の職務執行者を含む。)、執行役員及び使用人(嘱託社員を除く。)のいずれの地位からも退任又は退職した場合には、当該退任又は退職をした時点をもって、本払込期日の属する事業年度の初日の属する月から当該執行役員等が上記に掲げるいずれの地位からも退任又は退職した日を含む月までの月数を、12で除した数に、本割当株式数を乗じた数(ただし、計算の結果1株未満の端数が生ずる場合には、これを切り上げる。)の本割当株式につき、譲渡制限を解除する。

(3) 当社による無償取得事由

当社は、本割当契約に規定した本割当株式の無償取得事由が生じた場合には、当該無償取得事由が生じた対象役員が保有する本割当株式を当然に無償で取得する。

(4) 株式の管理

ア 対象役員のうち取締役について

当該取締役は、野村證券株式会社に、当社が指定する方法により、本割当株式に係る記載又は記録を行う口座の開設を行い、本譲渡制限期間（取締役）中、本割当株式を当該口座において保管する。

イ 対象役員のうち執行役員等について

当該執行役員等は、当社が指定する金融商品取引業者に、当社が指定する方法により、本割当株式に係る記載又は記録を行う口座の開設を行い、本譲渡制限期間（執行役員等）中、本割当株式を当該口座において保管する。

(5) 組織再編等における取扱い

ア 対象役員のうち取締役について

当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要しない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、当社取締役会の決議により、組織再編等効力発生日の前営業日の直前時をもって、本払込期日の直前の定時株主総会の翌月から上記の承認の日を含む月までの月数を12で除した数（ただし、計算の結果1を超える場合には1とする。）に、本割当株式数を乗じた数（ただし、計算の結果1株未満の端数が生ずる場合には、これを切り上げる。）の本割当株式について譲渡制限を解除する。また、本譲渡制限が解除された直後の時点において、譲渡制限が解除されていない本割当株式の全部を、当社は当然に無償で取得する。

イ 対象役員のうち執行役員等について

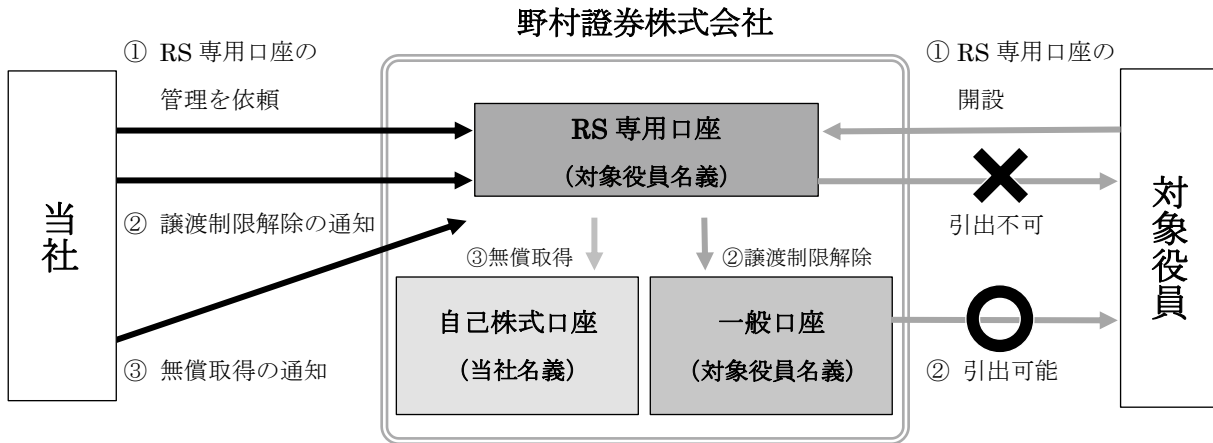
当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要しない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、当社取締役会の決議により、組織再編等効力発生日の前営業日の直前時をもって、本払込期日の属する事業年度の初日の属する月から上記の承認の日を含む月までの月数を12で除した数（ただし、計算の結果1を超える場合には1とする。）に、本割当株式数を乗じた数（ただし、計算の結果1株未満の端数が生ずる場合には、これを切り上げる。）の本割当株式について譲渡制限を解除する。また、本譲渡制限が解除された直後の時点において、譲渡制限が解除されていない本割当株式の全部を、当社は当然に無償で取得する。

4. 払込金額の算定根拠及びその具体的内容

割当予定先に対する本自己株式処分は、本制度に基づく当社の第37期事業年度の譲渡制限付株式報酬として支給された金銭報酬債権を出資財産として行われるものです。処分価額につきましては、恣意性を排除した価額とするため、2023年6月22日（取締役会決議日の前営業日）の東京証券取引所プライム市場における当社の普通株式の終値である3,299円として

おります。これは、取締役会決議日直前の市場株価であり、合理的かつ特に有利な価額には該当しないものと考えております。

(ご参考) 【譲渡制限付株式 (RS) 制度における RS の管理フロー】



以上